

公布された規則のあらまし

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（規則第 23 号）

- 1 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の開館時間、休館日等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（規則第 24 号）

- 1 佐賀県博物館及び美術館協議会の会議の招集並びに委員長及び副委員長に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（規則第 25 号）

- 1 佐賀県立九州陶磁文化館の開館時間、休館日等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（規則第 26 号）

- 1 佐賀県立九州陶磁文化館協議会の会議の招集並びに委員長及び副委員長に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（規則第 27 号）

- 1 佐賀県立名護屋城博物館の開館時間、休館日等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（規則第 28 号）

- 1 佐賀県立名護屋城博物館協議会の会議の招集並びに委員長及び副委員長に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（規則第 29 号）

- 1 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の開館時間、休館日等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（規則第 30 号）

- 1 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会の会議の招集並びに委員長及び副委員長に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立図書館の管理に関する規則（規則第 31 号）

- 1 佐賀県立図書館の開館時間、休館日等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立図書館協議会条例施行規則（規則第 32 号）

- 1 佐賀県立図書館協議会の会議の招集並びに委員長及び副委員長に関し必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。